

	<p>数引受契約が適法に締結され、かつ、有効に存続していること、</p> <p>(ii) 2026年4月28日を効力発生日として当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）7,253,607株を2株にする株式併合（以下「本株式併合」といいます。）の効力が発生していること、並びに</p> <p>(iii) 当社の株主総会決議（会社法第319条第1項の規定に基づく書面決議を含みます。）において、本第三者割当増資に係る議案及びA種種類株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更に係る議案の承認が得られることを条件としています。</p>
--	--

2. 募集の目的及び理由

2025年12月15日付で公表いたしました「日本生命保険相互会社における当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨並びに会社分割（簡易吸収分割）による子会社への事業承継及び当該子会社の株式譲渡に関するお知らせ」（その後の変更を含み、総称して以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）及び2026年2月4日付で公表いたしました「日本生命保険相互会社による当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社、主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、割当予定先は、東京証券取引所プライム市場に上場している当社株式（当社株式及び本新株予約権（注1）を総称して、以下「当社株券等」といいます。）の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、当社株券等の全て（但し、当社が所有する自己株式及び当社のその他の関係会社であり筆頭株主であるSBIホールディングスが所有する当社株式（以下「本不応募株式」といいます。）を除きます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施し、本公開買付けの結果、2026年2月9日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社株式20,082,496株（所有割合（注2）：52.34%）を保有するに至りました。

（注1）「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2023年3月13日開催の当社取締役会決議を経て発行された第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2025年4月1日から2033年4月27日まで）
- ② 2024年3月11日開催の当社取締役会決議を経て発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）（行使期間は2026年4月1日から2034年4月25日まで）

（注2）所有割合とは、当社が2025年11月14日に公表した「2025年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数（40,027,526株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（2,170,748株）を控除し、同日現在残存する本新株予約権の目的となる株式数（510,600株）（注3）を加算した株式数（38,367,378株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。）をいいます。

（注3）2025年9月30日現在残存する本新株予約権の数の内訳は以下のとおりです。

名称	個数	目的となる当社株式の数
第4回新株予約権	3,706個	370,600株
第5回新株予約権	1,400個	140,000株
計	5,106個	510,600株

上記のとおり本公開買付けが成立いたしました。割当予定先は、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）を取得できなかったことから、当社は、割当予定先からの要請を受け、2026年2月27日付で公表した「株式併合、単元株式数の定め、廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、当社の株主を割当予定先及びSBIホールディングスのみとするため、2026年3月24日開催の臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社株式7,253,607株を2株にする本株式併合を実施することにいたしました。なお、本株式併合により、割当予定先及びSBIホールディングス以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

さらに、本意見表明プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、本取引においては、本株式併合に加えて、当社が、本株式併合の効力発生後に、本不応募株式（本株式併合によって1株未満の端数となる部分に相当する株式を除きます。）を対象とする自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）を実施することにより、最終的に割当予定先が当社を完全子会社化すること、並びに、本自己株式取得を実行するための資金を確保すること及び本自己株式取得を実行するための分配可能額を確保することを目的とする、割当予定先を割当先とする種類株式の第三者割当増資による割当予定先から当社に対する本自己株式取得に係る対価に充てる資金の提供並びに当社における会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく当社の資本金及び資本準備金の額の減少が企図されておりました。

本第三者割当増資及び本減資等は、かかる本取引の一環として予定されていた割当予定先を割当先とする第三者割当増資並びに資本金及び資本準備金の額の減少として実施するものであり、これにより本自己株式取得を実行するための資金及び分配可能額を確保することを目的とするものです。

なお、本第三者割当増資及び本減資等は、いずれも、本臨時株主総会において本株式併合が承認され当社普通株式が上場廃止となり、本株式併合の効力が2026年4月28日付で発生し、当社の株主が割当予定先及びSBIホールディングスのみとなった後に、(i)当社と割当予定先との間で総数引受契約が適法に締結され、かつ、有効に存続していること、及び(ii)当社の株主総会決議（会社法第319条第1項の規定に基づく書面決議を含みます。）において、本第三者割当増資に係る議案及びA種種類株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更に係る議案の承認が得られることを条件として、2026年5月11日付で実行されることを前提としております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	17,249,077,446円
② 発行諸費用の概算額	63,000,000円
③ 差引手取概算額	17,186,077,446円

(注1) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税相当額及び弁護士費用です。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

具体的な使途	金額	支出予定時期
本自己株式取得実行資金	17,186,077,446 円	2026 年 5 月中旬

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資は、本自己株式取得を実行するための資金及び分配可能額の確保を目的とするものです。そのため、本第三者割当増資の効力発生後に本減資等を行い、本自己株式取得に必要な分配可能額を確保し、本第三者割当増資により調達する資金の全額を本自己株式取得のための資金に充当する予定ですが、いずれも割当予定先による本取引の一環として行われるものであり、かかる資金使途は合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、割当予定先との間で本第三者割当増資に係る出資の方法及び内容に関する協議を重ねてまいりました。真摯な協議を重ねた結果、A種種類株式については払込金額を1株当たり17,249,077,446円と決定いたしました。当社としては、本自己株式取得の実行により当社の唯一の株主となる割当予定先との合意に基づくものであることから、かかる払込金額には合理性が認められると考えております。

もっとも、客観的な市場価格のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ることから、その払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、本第三者割当増資の実施は、当社の株主総会決議（会社法第319条第1項の規定に基づく書面決議を含みます。）において本第三者割当増資に係る議案の承認が得られることを条件としております。なお、当該決議において議決権を行使できる株主は、本株式併合の効力発生日（2026年4月28日）後の当社の株主である割当予定先及びSBIホールディングスのみとなる予定であり、本第三者割当増資のために本株式併合の効力発生日前の当社株主を構成員とする株主総会を開催することはありません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資は、本取引の一環として行われるところ、本第三者割当増資及び本減資等の効力発生後に本自己株式取得を行うことを通じて、本自己株式取得の実行日（2026年5月14日）において最終的に割当予定先が当社を完全子会社化することが企図されております。そのため、本第三者割当増資は、実質的には当社の唯一の株主である割当予定先に対して行うものと評価できるため、本第三者割当増資により生じる希薄化が既存株主の利益保護の観点で問題となることはなく、またその発行数量（1株）は本自己株式取得を実行するための資金及び分配可能額の確保という本第三者割当増資の目的に照らして必要な規模に設定されていることから、本第三者割当増資に係る発行数量及び株式の希薄化の規模はいずれも合理的であると判断しております。なお、A種種類株式は、無議決権種類株式であり、かつ、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されていないことから、普通株式の議決権の希薄化は発生しません。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	日本生命保険相互会社		
② 所 在 地	大阪府中央区今橋三丁目5番12号		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 社長執行役員 朝日 智司		
④ 事 業 内 容	生命保険業		
⑤ 基金 / 資本金 (2025年9月30日時点)	14,500億円 (基金償却積立金の額も含む)		
⑥ 設 立 年 月 日	1889年7月4日		
⑦ 決 算 期	3月31日		
⑧ 従 業 員 数 (2025年3月31日時点)	68,060名		
⑨ 大株主及び持株比率	該当事項なし		
⑩ 当社と割当予定先との関係			
資 本 関 係	割当予定先は、2026年3月24日現在、当社株式20,082,496株を保有しております。		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	該当事項はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の親会社に該当します。		
⑬ 最近3年間の財政状態及び経営成績			
決 算 期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
連 結 純 資 産	69,306億円	105,465億円	86,903億円
連 結 総 資 産	876,177億円	975,961億円	963,426億円
連 結 経 常 収 益	96,262億円	120,088億円	110,035億円
連 結 経 常 利 益	1,710億円	5,813億円	5,047億円
親会社に帰属する 当 期 純 剰 余	1,421億円	4,124億円	4,354億円

なお、当社は、割当予定先のホームページにおいて公開されている反社会的勢力に対する基本原則や反社会的勢力に対する取組等の反社会的勢力への対応を確認することにより、また、割当予定先が生命保険会社として保険業法に基づき金融庁の監督及び規制を受けていることから、割当予定先及び割当予定先の役職員が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおりです。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先から、割当株式を含む当社の株式について中長期的に保有する方針である旨の説明を受けております。また、割当株式の譲渡による取得には、当社の株主総会の承認が必要とされております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先は、本第三者割当増資の払込みに関する資金を、自己資金により賄うことを予定しているところ、当社は、割当予定先の預金残高証明書を確認することによって、払込みに必要な財産の存在を確認しております。

7. 第三者割当増資後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

本第三者割当増資前（2026年4月28日時点）		本第三者割当増資後	
日本生命保険相互会社	55.56%	同左	
SBIホールディングス株式会社	44.44%		

(注1) 本第三者割当増資前の大株主及び持株比率は、2026年4月28日に本株式併合の効力が発生した時点における当社の株主の状況を基準として記載しております。なお、本株式併合により生じる1株に満たない端数の合計数は、持株比率の算定の基礎から除外しております。

(注2) 本第三者割当増資前の持株比率は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

(2) A種種類株式

本第三者割当増資前（2026年4月28日時点）		本第三者割当増資後	
該当なし		日本生命保険相互会社	100.00%

8. 今後の見通し

本第三者割当増資が当社の業績に与える影響はございません。

9. 企業行動規範上の手続に関する事項

本第三者割当増資は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
連結売上高	6,419,026千円	5,906,958千円	6,539,159千円

連結営業利益	1,770,921千円	3,765千円	349,464千円
連結経常利益	1,700,418千円	△509,609千円	360,721千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	979,125千円	△791,169千円	280,242千円
1株当たり連結当期純利益	25.63円	△20.73円	7.40円
1株当たり配当金	6.50円	6.50円	0.00円
1株当たり連結純資産	111.21円	81.71円	81.24円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2025年12月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	40,027,526株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	510,600株	1.28%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
始 値	904円	645円	409円
高 値	1,011円	682円	1,693円
安 値	590円	367円	332円
終 値	655円	393円	1,688円

② 最近6か月の状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
始 値	588円	436円	486円	1,688円	1,680円	1,679円
高 値	597円	508円	1,693円	1,692円	1,690円	1,687円
安 値	420円	424円	450円	1,688円	1,676円	1,678円
終 値	442円	487円	1,688円	1,689円	1,679円	1,684円

(注) 2026年3月の株価は、2026年3月23日現在のものを表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年3月23日
始 値	1,682円
高 値	1,684円
安 値	1,681円
終 値	1,684円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

<第三者割当てによる第4回新株予約権の発行>

割 当 日	2023年4月28日
発 行 新 株 予 約 権 数	3,959個
発 行 価 額	1個あたり900円
割 当 先	当社取締役 4名 当社従業員 106名
募集時における発行済株式数	40,027,526株
当該募集による潜在株式数	395,900株
現時点における行使状況	行使済株式数：0株 (残新株予約権数：3,576個、行使価額901円)
現時点における調達した資金の額（差引手取額概算）	2,063,100円
発行時における当初の資金使途	当社の中期経営計画の達成及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社役職員がより一層意欲と士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として付与するものであり、資金調達を目的としておりません。
現時点における充当状況	現時点における充当状況はございません。

(注) 残新株予約権数については2025年12月31日現在のものを表示しております。

<第三者割当てによる第5回新株予約権の発行>

割 当 日	2024年4月26日
発 行 新 株 予 約 権 数	1,400個
発 行 価 額	1個あたり1,100円
割 当 先	当社取締役 4名 当社執行役員 6名
募集時における発行済株式数	40,027,526株
当該募集による潜在株式数	140,000株
現時点における行使状況	行使済株式数：0株 (残新株予約権数：1,400個、行使価額901円)
現時点における調達した資金の額（差引手取額概算）	40,000円
発行時における当初の資金使途	当社の中期経営計画の達成及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社役職員がより一層意欲と士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として付与するものであり、資金調達を目的としておりません。
現時点における充当状況	現時点における充当状況はございません。

11. 募集要項

別紙「A種種類株式発行要項」をご参照ください。

12. 支配株主との取引に関する事項

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

本第三者割当増資は、支配株主との取引等に該当します。当社は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は定めておりませんが、支配株主との取引を行う際には、主に取引されている市場等の客観的な情報をもとに、一般的取引条件と同様な合理的な決定をし、少数株主に不利益を与えることのないように適切な対応を行うことを方針としております。

本取引を行うに際しても、本取引の公正性を担保するため、2026年2月27日付で公表した「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、本取引の公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、上記方針に適合しているものと判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

2026年2月27日付で公表した「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

(3) 本取引が少数株主にとって不利益ではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2025年12月15日付で、特別委員会より、本取引を行うことは当社の一般株主にとって不利益ではないと考えられる旨を内容とする答申書を入手しております。詳細は、2026年2月27日付で公表した「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

第2 本減資等について

1. 本減資等の目的

本減資等は、本自己株式取得を実行するための分配可能額を確保することを目的として、本第三者割当増資により増加する資本金及び資本準備金の額の増加分の全てをそれぞれ減少し、その他資本剰余金へ振り替えるものであり、本第三者割当増資の払込みがなされることを条件とします。

2. 本減資等の要領

(1) 減少すべき資本金の額

本第三者割当増資後の資本金の額9,617,200,462円を8,624,538,723円減少して、992,661,739円とする。

(2) 減少すべき準備金の項目及びその額

本第三者割当増資後の資本準備金の額 8,874,538,723 円を 8,624,538,723 円減少して、250,000,000 円とする。

(3) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 17,249,077,446 円

(4) 本減資等の方法

会社法第 447 条第 1 項及び第 3 項並びに第 448 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少させ、それぞれの減少額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものがあります。なお、本第三者割当増資による資本金及び資本準備金の額の増加と同時に、本第三者割当増資により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額の減少をいたしますので、効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額は同日前のそれぞれの額を下回ることはありません。そのため、会社法第 447 条第 3 項及び第 448 条第 3 項の規定に基づき取締役会の決議により実施いたします。

3. 本減資等の日程

(1) 取締役会決議日	2026 年 3 月 24 日 (火)
(2) 債権者異議申述公告日	2026 年 3 月 25 日 (水) (予定)
(3) 債権者異議申述最終期日	2026 年 4 月 27 日 (月) (予定)
(4) 減資の効力発生日	2026 年 5 月 11 日 (月) (予定)

4. 今後の見通し

本減資等は、貸借対照表の純資産の部の勘定科目内の振替処理であり、当社の純資産額に変更を生じさせるものではなく、当社の業績に与える影響はございません。

別紙

A種種類株式発行要項

1. 募集株式の種類
A種種類株式
2. 募集株式の数
1株
3. 募集株式の払込金額
1株につき 17,249,077,446円
4. 払込金額の総額
17,249,077,446円
5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金 8,624,538,723円
増加する資本準備金 8,624,538,723円
6. 割当の方法
第三者割当の方法により、A種種類株式1株を日本生命保険相互会社に割り当てる。
7. 払込期日
2026年5月11日
8. A種種類株式の内容
 - (1) 残余財産の分配
 - (a) 当社は、残余財産の分配をするときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に先立ち、A種種類株式1株につきA種種類株式1株当たりの払込金額（ただし、A種種類株式について、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて適切に調整される。）を支払う。
 - (b) A種種類株主等に対しては、前項に定めるほか、残余財産の分配は行わない。
 - (c) 本項の規定に従い、普通株主等及びA種種類株主等に対して支払われる残余財産の額の合計額に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。
 - (2) 譲渡制限
A種種類株式の譲渡による取得については、株主又は取得者は株主総会の承認を受けなければならない。

(3) 議決権

A種種類株主は、当社の株主総会において議決権を有しない。

(4) 種類株主総会

- (a) 当社が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。ただし、会社法第 322 条第 1 項第 1 号に規定する定款の変更（単元株式数についてのものを除く。）を行う場合はこの限りではない。
- (b) 当社が募集株式又は募集新株予約権の発行を行う場合には、会社法第 199 条第 4 項又は会社法第 238 条第 4 項に基づく A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

以上